

今どきの消費者被害について学ぼう～推進学習会より報告～

消費者トラブルの現状

2024年度の1年間の消費者被害
トラブルの推計額は約9兆円 (消費者白書より)



国民1人当たり74万円
の被害にあっているよ!

フィッシング詐欺

銀行・電話会社・通販サイトを
装ったメールやショートメッ
セージで偽サイトに誘導し、
ID、パスワード、クレジットカード
情報等を盗む犯罪

パソコンやスマホに、身の覚えの
ないメールやメッセージ よく届き
ます。
どのように対応していますか?



対策



知らない番号の電話には出ない。
もし、電話に出てしまって、個人情
報や資産などを聞かれたら、すぐ
に電話を切って!!
「留守番電話」の設定に!!

アドバイス

事例は、
ぱるタイム 244 号に
も記載されてるよ!

- ・銀行、市役所、国税庁など公的機関はSMSやLINEで連絡しません。
- ・警察官は警察手帳や逮捕状を画像で見せません。
- ・0120・0800・050・+ から始まる電話は注意して。
- ・プリペイド式電子マネーで払ってと言われたら詐欺。



SNSによるトラブル

SNS上の消費者トラブルは、偽広告、
定期購入トラブル、投資詐欺、サブ
スクトラブル、レスキューサービス
トラブル等々あります。



アドバイス

- ・HPに事業者の住所、電話番号、など連絡先がある
か、返品できるか必ず確認。
- ・インターネット通販にはクーリングオフはありま
せん。返品のルールは事業者ごとに異なります。返
品のルールが定められていない場合は、商品を受け
取ってから8日以内は返品可能で、送料は消費者負
担
- ・クレジットカード明細書は毎月確認しましょう。
- ・レスキューサービスはネットで業者を探さない

うそつき いやや

うまい話は信用しない
そうだんする
つられて返事をしない
きっぱり断る!

困った時には

消費生活センターへのホットライン

☎188(いやや)局番なし

問い合わせ先 組合員サービスセンター
フリーコール 0120-299-070
FAX 0120-299-230
携帯からは 072-856-7671 (有料)
(月・土曜日 9:00～17:00 火～金曜日 9:00～18:00)

※受付させていただいた個人情報に関しては
この取組み以外に使用いたしません。